

第31回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年9月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

名古屋市中村区黄金通一丁目18番地
フジコミュニティセンター 4階 大会議室

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主各位

証券コード 246A
招集通知の発送日 2025年9月11日
(電子提供措置の開始日 2025年9月4日)
愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地

株式会社アスア
代表取締役社長 間地 寛

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.asua.ne.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/246A/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アスア」又は「コード」に当社証券コード「246A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、3～5ページのご案内に従って、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場 所 名古屋市中村区黄金通一丁目18番地 フジコミュニティセンター 4階 大会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項 第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4 議決権行使についてのご案内

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告における「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 計算書類における「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

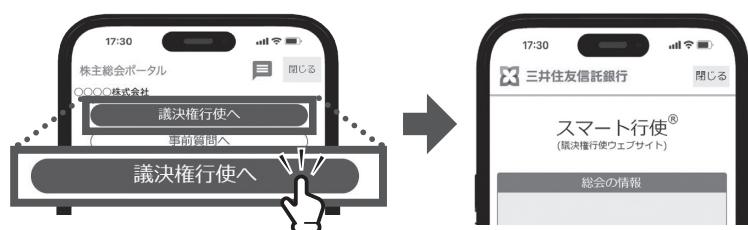


POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。

インターネットによる議決権行使期限 **2025年9月25日(木)午後6時まで**



パソコン等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

«議決権行使方法»

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年9月19日（金）午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

*いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

*本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の追加

今後の事業内容の拡大・多様化に対応するため、現行定款第2条に定める事業の目的を一部追加するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第8条に定める発行可能株式総数を10,756,400株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~5. (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~5. (現行のとおり)
(新設) 6. ~11. (条文省略)	6. 構内電気設備の販売、設計、施工、保守、修理 7. ~12. (現行のとおり)
12. 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案および実施	13. 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案及び実施
13. ~15. (条文省略)	14. ~16. (現行のとおり)
(発行可能株式総数) 第8条 当会社の発行可能株式総数は、8,300,000株とする。	(発行可能株式総数) 第8条 当会社の発行可能株式総数は、 10,756,400株とする。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	間地 寛 ま じ ひろし	代表取締役社長	再任
2	浅井 慎司 あ さ い し ん じ	常務取締役	再任
3	植村 恒明 う え む ら つ ね あ き	取締役	再任
4	上田 雅彦 う え だ まさひこ	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

再任

候補者番号

1

間 地 寛 (まじひろし)



生年月日

1967年4月3日

所有する当社の株式数

580,000株

在任年数

31年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

- 1991年4月 株式会社藤ゴルフ企画名古屋 入社
 1993年12月 個人事業創業
1994年7月 有限会社アスアサービス（現当社）設立 代表取締役社長就任（現任）
 1999年11月 株式会社エコ・クリーチャーズ設立 代表取締役社長就任
2018年6月 一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会 理事就任（現任）

重要な兼職の状況

(一社)運輸デジタルビジネス協議会 理事

取締役候補者とした理由

同氏は、当社創業者として、経営者としてこれまで会社を牽引し続け、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのリーダーシップをもって現体制を築き上げた功績により、当社の成長発展に適任であり、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、今後も当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

浅井 慎司 (あさいしんじ)

再任



生年月日

1972年11月13日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

16年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1993年 3月	株式会社林八百吉 入社
1998年 3月	株式会社中部テラオカ 入社
2002年 3月	株式会社エコ・クリーチャーズ 入社
2005年 3月	当社 入社
2009年 7月	当社 取締役就任

2013年 7月	当社 常務取締役 事業本部長就任
2019年 6月	当社 常務取締役 コンサルティング 事業本部長就任
2024年 6月	当社 常務取締役 事業本部長就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

同氏は、事業本部を管掌する取締役として、執行業務全般を指揮し、業績向上に寄与するなど、事業基盤の強化に高い貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、今後も当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

植村 恒明 (うえむらつねあき)

再任



生年月日

1971年5月24日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

1年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1995年 3月	三友電子株式会社 入社
1997年 4月	医療法人徳洲会 入職
2006年 8月	朝日インテック株式会社 入社
2022年 5月	当社入社 管理本部副本部長兼経営企画室責任者就任

2023年 7月	当社 管理本部副本部長兼総務人事課責任者就任
2024年 6月	当社 取締役管理本部長兼総務人事課責任者就任
2025年 7月	当社 取締役管理本部長兼経営企画室責任者就任 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり上場企業での経理・総務人事・経営企画を担当し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。現在は、管理本部長として、当社の企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。今後も当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

上田 雅彦 (うえだまさひこ)

再任 社外 独立

生年月日

1961年11月23日

所有する当社の株式数

3,000株

在任年数

6年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行
2000年 4月	ブックオフコーポレーション株式会社 入社
2000年 6月	同社 取締役就任
2000年 6月	株式会社ブックオフスタートアップ（現株式会社BOSパートナーズ）設立 代表取締役社長就任（現任）
2017年10月	株式会社ママスクエア 社外取締役就任（現任）
2018年 5月	株式会社oh庭ya 社外取締役就任（現任）

2019年 9月	当社 社外取締役就任（現任）
2025年 4月	2nd Community株式会社 社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

(株)BOSパートナーズ 代表取締役社長、(株)ママスクエア 社外取締役、(株)oh庭ya 社外取締役、
2nd Community(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、上場企業などでの企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、業務執行の監督強化に対する貢献が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者間地寛氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
 3. 上記候補者のうち、上田雅彦氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 4. 当社は上田雅彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、上田雅彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会全体の構成を勘案して1名を減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案が承認可決されると、監査等委員である取締役は1名減員の3名体制となりますが、内部監査室との連携により監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	再任	社外	独立
1	すずむら ふみお 鈴村 文雄	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
2	やまだ あきのり 山田 明紀	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
3	せきぐち のりひろ 関口 智弘	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
再任		再任取締役候補者	社外	証券取引所の定めに基づく独立役員候補者	

候補者番号

1

鈴村 文雄 (すずむらふみお)

再任 **社外** 独立

生年月日

1956年10月29日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	トヨタ自動車販売株式会社 (現トヨタ自動車株式会社) 入社	2010年 6月	同社 代表取締役社長就任
2005年 1月	トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 出向	2011年 2月	トヨタファイナンス株式会社 出向
2006年 1月	トヨタファイナンシャルサービス 証券株式会社 (現東海東京証券株 式会社) 出向	2011年 8月	同社 監査役就任
2006年 6月	同社 取締役就任	2019年 7月	株式会社Photo electron Soul 監査 役就任
2008年 6月	同社 監査役就任	2021年 1月	当社 社外取締役監査等委員 (常勤) 就任 (現任)
2009年 6月	トヨタファイナンスカードサービ ス株式会社 (現トヨタファイナン ス株式会社) 出向 常務取締役就任		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、上場企業などでの企業経営における豊富な経験に基づく経営全般に関する幅広い見識を有しております。経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

2

山田 明紀 (やまだあきのり)

再任 **社外** 独立

生年月日

1952年4月24日

所有する当社の株式数

3,500株

在任年数

7年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月	株式会社中京相互銀行 (現株式会社あいち銀行) 入行	2009年 7月	当社 社外監査役就任
2006年 2月	株式会社ひらくホールディングス 設立 代表取締役就任	2014年 2月	名古屋倉庫株式会社 代表取締役就任 (現任)
2008年10月	株式会社ひらくビジネスサポート 設立 取締役就任 (現任)	2018年 9月	当社 社外取締役就任
		2019年 9月	当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)

重要な兼職の状況

名古屋倉庫(株) 代表取締役、(株)ひらくビジネスサポート 取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、金融機関や企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

関口智弘 (せきぐちのりひろ)

再任 社外 独立



生年月日

1970年12月12日

所有する当社の株式数
500株

在任年数
6年

取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月	弁護士登録 井波・太田・柴崎法律事務所（現・弁護士法人ジュリコム）入所	2006年 1月	東京青山法律事務所（現・ペーカー＆マッケンジー法律事務所）パートナー就任
1999年 4月	東京青山法律事務所（現・ペーカー＆マッケンジー法律事務所）入所	2014年 8月	弁護士法人大江橋法律事務所 入所 同事務所パートナー就任（現任）
2003年 8月	Baker & McKenzie LLP (Chicago) 出向	2018年 9月	当社 社外監査役就任
2004年 9月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年 9月	当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
		2024年11月	株式会社 REAH Technologies 社外監査役 就任（現任）

重要な兼職の状況

(弁)大江橋法律事務所 パートナー、(株)REAH Technologies 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 鈴村文雄氏、山田明紀氏及び関口智弘氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の社外取締役及び監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、鈴村文雄氏は4年、山田明紀氏は7年、関口智弘氏は6年となります。
3. 当社は、鈴村文雄氏、山田明紀氏及び関口智弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、鈴村文雄氏、山田明紀氏及び関口智弘氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることになります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、鈴村文雄氏、山田明紀氏及び関口智弘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

当社では、特に期待する分野を①企業経営、②マーケティング・営業、③業界知見、④財務・会計、⑤人事・労務、⑥法務・リスクマネジメント、⑦ESG・サステナビリティと定義しております。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役のスキルの一覧は下表のとおりです。

氏名		分野						
		企業経営	マーケティング・営業	業界知見	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	間地 寛	●	●	●				●
	浅井 慎司	●	●	●				
	植村 恒明	●			●	●	●	●
	上田 雅彦	●	●		●			
監査等委員である取締役	鈴村 文雄	●		●			●	
	山田 明紀	●	●		●			
	関口 智弘					●	●	●

(注) 上記スキルマトリックスは、各取締役の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

以上

事業報告 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

1 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済の状況は、国内では円安および物価上昇の継続が個人消費に影響を及ぼしており、海外では米国の政策動向、中東地域の地政学的リスク、並びに金融資本市場の変動など、不確実性の高い要因が複数存在しております。これらを踏まえ、当社は引き続き慎重な市場分析と柔軟な対応を継続してまいりました。

このような状況のなか、当社の主力事業が対象とする物流業界では、2024年問題への対応を契機に、物流効率化法および改正貨物自動車運送事業法「新物流2法」の施行を通じて、業界構造の転換が進行しております。これにより、管理者選任や定期講習の義務化など、安全対策へのニーズが高まっており、当社サービスの販売促進などを中心に事業規模の拡大に努めてまいりました。

当事業年度における売上高は、コンサルティング事業および通信ネットワークソリューション事業のサービスが拡大したことなどにより、前事業年度に比べ増収となり、過去最高の売上高となりました。営業利益、経常利益につきましては、人材への積極的な投資を行ったことや営業外費用に上場関連費用を計上したものの、前事業年度に比べ増益となりました。なお、当期純利益につきましては、ノンコアビジネスからの撤退に伴う減損損失を特別損失に計上したことなどにより、前事業年度に比べ減益となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,392,627千円(前期比2.1%増)、営業利益は198,396千円(同20.8%増)、経常利益は175,803千円(同4.9%増)、当期純利益は105,891千円(同10.5%減)となりました。

	第30期 (2024年6月期)	第31期 (2025年6月期)	前事業年度比	
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	増減率
売上高	1,363,674	1,392,627	28,952	2.1%
営業利益	164,254	198,396	34,142	20.8%
経常利益	167,598	175,803	8,205	4.9%
当期純利益	118,266	105,891	△12,374	△10.5%

事業別の状況は次のとおりです。

コンサルティング事業 売上高 773百万円

対象顧客である物流業界は、2024年問題や2025年4月1日に施行された物流効率化法および改正貨物自動車運送事業法「新物流2法」の施行を通じて、業界構造の転換が進行しております。そのような背景もあり、コンサルティングサービス「TRYESサポート」が順調に推移したこと、安全活動支援の定額クラウドサービス「TRYESレポート」の販売が拡大したことなどから、売上高は増加いたしました。

以上の結果、コンサルティング事業の売上高は773,691千円（前期比9.9%増）、セグメント利益は305,635千円（同7.6%増）となりました。

CRMイノベーション事業 売上高 213百万円

モビリティ領域におけるメッセージングサービスは順調に推移しているものの、システム開発案件にて納品遅延、またノンコアビジネスからの撤退により売上高は減少いたしました。

以上の結果、CRMイノベーション事業の売上高は213,703千円（前期比32.7%減）、セグメント利益は64,574千円（同24.2%減）となりました。

通信ネットワークソリューション事業 売上高 405百万円

顧客事業所内で使用されるビジネスフォン、複合機およびネットワーク関連機器の販売が好調に推移したことから、売上高は増加いたしました。

以上の結果、通信ネットワークソリューション事業の売上高は405,231千円（前期比18.5%増）、セグメント利益は78,839千円（同28.5%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第30期 (2024年6月期)		第31期 (2025年6月期)		前事業年度比	
	金額（千円）	構成比	金額（千円）	構成比	金額（千円）	増減率
コンサルティング事業	703,924	51.6%	773,691	55.6%	69,767	9.9%
CRMイノベーション事業	317,766	23.3	213,703	15.3	△104,062	△32.7%
通信ネットワークソリューション事業	341,983	25.1	405,231	29.1	63,248	18.5%
合 計	1,363,674	100.0	1,392,627	100.0	28,952	2.1%

(2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

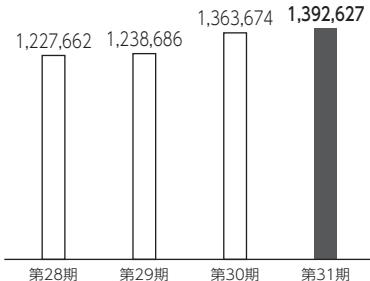
(3) 資金調達の状況

当社は、2024年9月26日に東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり2024年9月25日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により450,000株の新株式を発行し、281,520千円の資金調達を行いました。

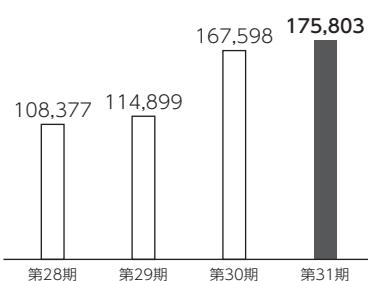
また、2024年10月29日を払込期日とする第三者割当増資により142,500株の新株式を発行し、89,148千円の資金調達を行いました。

2. 財産及び損益の状況

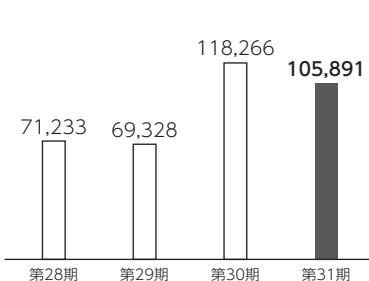
» 売上高 (単位:千円)



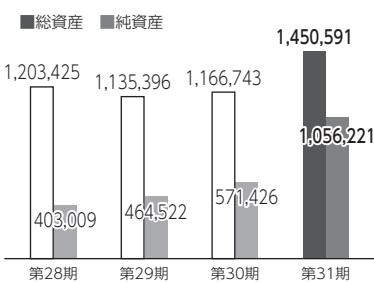
» 経常利益 (単位:千円)



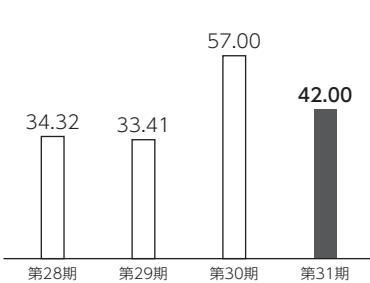
» 当期純利益 (単位:千円)



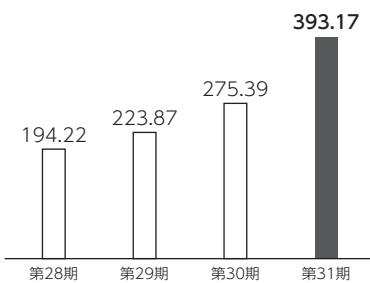
» 総資産/純資産 (単位:千円)



» 1株当たり当期純利益 (単位:円)



» 1株当たり純資産 (単位:円)



区分	第28期 (2022年6月期)	第29期 (2023年6月期)	第30期 (2024年6月期)	第31期 (当事業年度) (2025年6月期)
売 上 高 (千円)	1,227,662	1,238,686	1,363,674	1,392,627
経 常 利 益 (千円)	108,377	114,899	167,598	175,803
当 期 純 利 益 (千円)	71,233	69,328	118,266	105,891
1株当たり当期純利益 (円)	34.32	33.41	57.00	42.00
総 資 産 (千円)	1,203,425	1,135,396	1,166,743	1,450,591
純 資 産 (千円)	403,009	464,522	571,426	1,056,221
1株当たり純資産 (円)	194.22	223.87	275.39	393.17

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、国内では円安および物価上昇の継続が個人消費に影響を及ぼしており、海外では米国の政策動向、中東地域の地政学的リスク、並びに金融資本市場の変動など、不確実性の高い要因が複数存在しております。

当社が対象としている物流業界においては、2024年問題への対応を契機に、物流効率化法および改正貨物自動車運送事業法「新物流2法」の施行を通じて、業界構造の転換が進行しております。これにより、管理者選任や定期講習の義務化など、安全対策へのニーズが高まっており、当社サービスへの需要拡大が期待されます。

このような状況のもと、当社は、25年以上にわたりドライバーとの対話を通じて蓄積してきた「物流現場の知見」と、燃費などの「データ収集・分析力」という2つの強みを持っています。これらの強みを活かし、物流業界が直面する様々な課題に取り組むことで、持続可能な魅力ある物流の実現を目指しております。その実現のため、以下の項目を成長戦略の重要課題として、取り組みを強化してまいります。

- ① 既存事業の強化
- ② 新たな事業の創出
- ③ 経営基盤の強化

また、引き続き内部管理体制の充実を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組み、信頼され支援される企業の実現を目指してまいります。

以上に掲げた取り組みを通じて、一層の業績の向上と企業の健全性の維持・向上に努めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	物流事業者に特化した安全活動のアウトソーシングサービスを展開しております。私たち専門スタッフが親身に対話を続けることで、現場の意識が変わり、行動が変わります。「人とのつながりをより良くする」という思いで、お客様の業務改善に取り組んでおります。
CRMイノベーション事業	長年培ってきた物流現場での知見とデータをもとに、個別最適化されたメッセージで、円滑なコミュニケーションを支援するサービスを提供しております。
通信ネットワークソリューション事業	ICT機器の販売・施工・保守を一貫体制でおこなうトータルプランナーとして、お客様のニーズを的確に把握し、オフィス環境の向上はもちろん、安心感の付加価値を添えたサービスを提供しております。

6. 主要な営業所 (2025年6月30日現在)

本社	愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地
東京支店	東京都新宿区四谷一丁目10番地

7. 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
コンサルティング事業	57 (39) 名	8 (2) 名
CRMイノベーション事業	12 (-)	△3 (-)
通信ネットワークソリューション事業	8 (1)	1 (△1)
全社 (共通)	14 (-)	△1 (△1)
合 計	91 (40)	5 (-)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

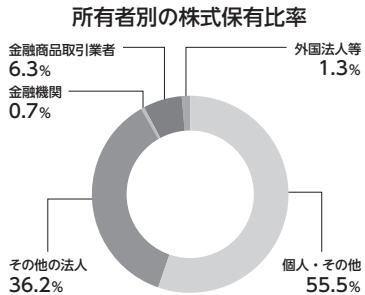
借入先	借入額
株式会社あいち銀行	69,750千円
株式会社りそな銀行	25,000

9. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月26日に東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場に株式を上場いたしました。

2 株式の状況 (2025年6月30日現在)

1. 発行可能株式総数 **8,300,000株**
2. 発行済株式総数 **2,686,400株**
3. 株主数 **1,627名**
4. 大株主



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社間地	900,000	33.5
間地 寛	580,000	21.6
アスア社員持株会	96,600	3.6
楽天証券株式会社	45,400	1.7
小野 隆	40,000	1.5
株式会社SBI証券	36,439	1.4
江本 晋	30,000	1.1
株式会社MTG	20,000	0.7
上田八木短資株式会社	17,600	0.7
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	16,400	0.6

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2020年4月27日	2020年12月21日		
新株予約権の数		50個	2,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 50株)	普通株式 (新株予約権1個につき 1株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 19,500円 390円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 650円 650円)		
権利行使期間		2022年6月1日から 2030年3月31日まで	2023年7月1日から 2030年11月30日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 1		
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	—		
		社外取締役	—		
取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	50個 2,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,500個 2,500株 1名

第6回新株予約権		
発行決議日		2023年5月8日
新株予約権の数		52,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 500円 500円)
権利行使期間		2025年6月1日から 2033年4月13日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数
	社外取締役	—
	取締役 (監査等委員)	—

- (注) 1. ①当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式に係る株券がいざれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降、行使することができる。
 ②新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当子会社の取締役、執行役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
2. 2020年5月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っており、第4回新株予約権に関する事項については、株式分割調整後の内容を記載しております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

1. 取締役の状況 (2025年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	間地 寛	(一社)運輸デジタルビジネス協議会 理事
常務取締役	浅井 慎司	事業本部長
取締役	植村 恒明	管理本部長兼総務人事部責任者
取締役	上田 雅彦	(株)BOSパートナーズ 代表取締役社長 (株)ママスクエア 社外取締役 (株)oh庭ya 社外取締役 2nd Community(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	鈴村 文雄	
取締役 (監査等委員)	山田 明紀	名古屋倉庫(株) 代表取締役 (株)ひやくビジネスサポート 取締役
取締役 (監査等委員)	鈴木 郁雄	
取締役 (監査等委員)	関口 智弘	(弁)大江橋法律事務所 パートナー (株)REAH Technologies 社外監査役

- (注) 1. 取締役上田雅彦氏並びに取締役 (監査等委員) 鈴村文雄氏、山田明紀氏、鈴木郁雄氏及び関口智弘氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴村文雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 山田明紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 鈴木郁雄氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役上田雅彦氏及び社外取締役 (監査等委員) 鈴村文雄氏、山田明紀氏、鈴木郁雄氏並びに関口智弘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

(1) 被保険者の範囲

当社の全ての取締役（監査等委員を含む。）

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が（1）の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

取締役の報酬は、2024年5月8日開催の臨時株主総会においてその総額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と定め、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と定め、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。各取締役の報酬は、この総額の範囲内で下記の方針に基づき決定しております。なお、下記の方針は当社取締役会において決議されております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が下記の方針に沿うものであると判断しております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等全体についての決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、基本報酬部分、業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）のそれぞれの合計額について、指名・報酬諮問委員会（取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役から選定する。）からの答申内容を受けて取締役会にて決定されることとしております。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）の額の決定に関する方針
基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）につきましては、役位、職務内容、在任期間及び当社の状況等を勘案して支給額を決定しております。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち業績運動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の額の決定に関する方針
業績運動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）につきましては、会社の業績が、社外に開示している売上・利益計画に対して、大幅に上回ると見込める場合に限り、その余剰分の一部を原資として、業務執行取締役の役位、職務内容、在任期間などを勘案して支給額を決定しております。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期の決定に関する方針
基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）は、月例支給するものとし、業績運動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）を支給する場合は、翌事業年度に12分割して支給することとしております。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績運動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針
報酬の割合については指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会（以下の⑥の委任を受けた代表取締役社長）が決定することとしております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
各個人に支給する基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績運動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の金額の決定につきましては、取締役会から委任された代表取締役社長間地寛が、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会で決議した基本方針を尊重して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業務執行を統括し業績を俯瞰する立場にある代表取締役社長が各取締役の評価を行うことが最も適しているためであります。
- ⑦ 監査等委員である取締役の報酬等に関する事項
監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	自社株式取得目的報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	66,886 (2,250)	65,536 (1,800)	— (—)	1,350 (450)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,620 (13,620)	11,820 (11,820)	— (—)	1,800 (1,800)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	80,506 (15,870)	77,356 (13,620)	— (—)	3,150 (2,250)	8 (5)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役上田雅彦氏は、株式会社BOSパートナーズの代表取締役社長、株式会社ママスクエアの社外取締役、株式会社oh庭yaの社外取締役、及び2nd Community株式会社の社外取締役を兼務しております。各兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

社外取締役(監査等委員)山田明紀氏は、名古屋倉庫株式会社の代表取締役及び株式会社ひらくビジネスサポートの取締役を兼務しております。各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役(監査等委員)関口智弘氏は、弁護士法人大江橋法律事務所のパートナー及び株式会社 REAH Technologiesの社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役	上田 雅彦	15回/15回	－	上場企業での長年の経験と、上場企業子会社での取締役、監査役を歴任する等豊富な経験と幅広い知見と高い見識に基づき、当社の経営に対する中期的かつ幅広い視点による発言や適切な監督等を行っています。
社外取締役(監査等委員)	鈴村 文雄	15回/15回	14回/14回	上場企業での長年の経験と、上場企業子会社での取締役、監査役を歴任する等豊富な経験と幅広い知見と高い見識に基づき、当社の経営に対する中期的かつ幅広い視点による発言や適切な監督等を行っています。
社外取締役(監査等委員)	山田 明紀	15回/15回	14回/14回	会社経営に関与し、健全かつ効率的な企業経営を推進した豊富な経験に基づき、当社の経営に対する中期的かつ幅広い視点による発言や適切な監督等を行っています。
社外取締役(監査等委員)	鈴木 郁雄	15回/15回	14回/14回	上場企業の取締役を歴任する等、実業界における高い見識と豊富な経験に基づき、当社の経営に対する中期的かつ幅広い視点による発言や適切な監督等を行っています。
社外取締役(監査等委員)	閔口 智弘	15回/15回	14回/14回	弁護士としての豊富な専門知識と、コーポレート・ガバナンスに関する広範な見識に基づき、当社の経営に対する中期的かつ幅広い視点による発言や適切な監督等を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 名称 三優監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、既存及び新規成長分野への積極的な投資により企業価値を継続的に拡大し、株主へ利益還元を行うことを重視しております。株主への安定的な利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、株主還元は業績、財務状態及び将来の事業展開等を総合的に勘案し、配当性向30%を目安に安定的な累進配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり5円80銭の普通配当と、5円00銭の上場記念配当の合計10円80銭とさせていただきます。

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,065,121
現金及び預金	812,542
売掛金及び契約資産	216,459
電子記録債権	1,604
商品	14,493
仕掛品	1,552
貯蔵品	3,842
前渡金	2,730
前払費用	6,169
その他	5,775
貸倒引当金	△48
固定資産	385,469
有形固定資産	165,846
建物	91,533
構築物	168
工具、器具及び備品	6,232
土地	61,862
建設仮勘定	6,050
無形固定資産	52,062
商標権	81
ソフトウエア	47,787
ワトワジア仮勘定	3,731
その他	463
投資その他の資産	167,559
投資有価証券	31,672
出資金	10
長期前払費用	1,331
繰延税金資産	65,277
その他	69,519
貸倒引当金	△250
資産合計	1,450,591

科目	金額
負債の部	
流動負債	351,504
買掛金	40,876
短期借入金	55,000
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払金	19,914
未払費用	44,049
未払法人税等	27,029
未払消費税等	4,741
預り金	4,259
契約負債	105,092
賞与引当金	34,547
その他	994
固定負債	42,865
長期借入金	24,750
退職給付引当金	18,115
負債合計	394,369
純資産の部	
株主資本	1,037,577
資本金	228,722
資本剰余金	198,472
資本準備金	198,472
利益剰余金	610,382
利益準備金	4,000
その他利益剰余金	606,382
繰越利益剰余金	606,382
評価・換算差額等	18,644
その他有価証券評価差額金	18,644
純資産合計	1,056,221
負債純資産合計	1,450,591

損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	1,392,627
売上原価	788,611
売上総利益	604,016
販売費及び一般管理費	405,619
営業利益	198,396
営業外収益	
受取利息	400
受取配当金	91
物品売却益	983
その他	212
	1,687
営業外費用	
支払利息	1,517
上場関連費用	13,546
株式交付費	7,492
その他	1,725
	24,281
経常利益	175,803
特別利益	
固定資産売却益	277
	277
特別損失	
減損損失	10,974
	10,974
税引前当期純利益	165,105
法人税、住民税及び事業税	33,686
法人税等調整額	25,527
	59,214
当期純利益	105,891

監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

株式会社アスア
取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鈴木 啓太

公認会計士 吉川 雄城

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスアの2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載しているとおり、会社は、2025年8月8日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針・計画、職務の分担等に従い、コンプライアンス・リスクマネジメント強化を重点監査項目として設定し、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月21日

株式会社アスア 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴村文雄 ㊞
監査等委員 山田明紀 ㊞
監査等委員 鈴木郁雄 ㊞
監査等委員 関口智弘 ㊞

(注) 監査等委員鈴村文雄、山田明紀、鈴木郁雄及び関口智弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

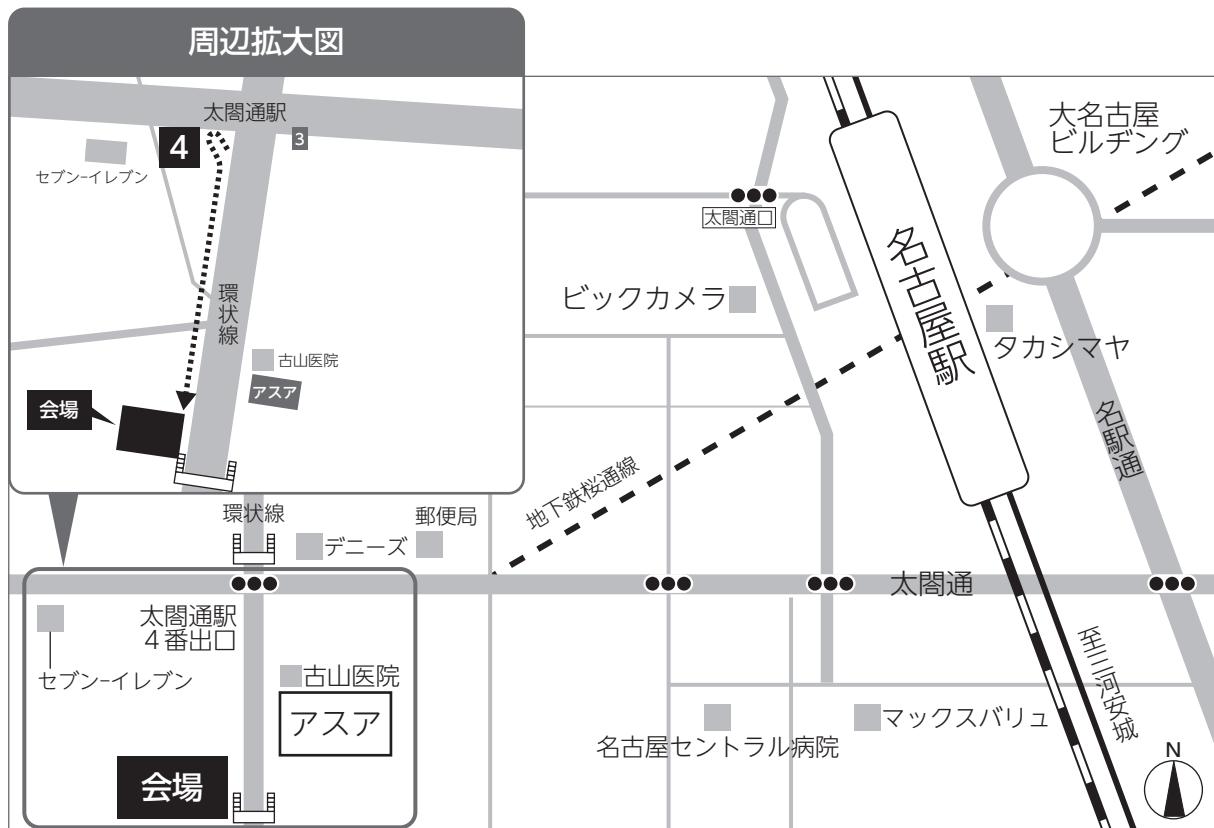
定時株主総会会場ご案内図

会 場

フジコミュニティセンター 4階 大会議室
名古屋市中村区黄金通一丁目18番地 TEL 052-481-5541

交 通

地下鉄桜通線 「太閤通駅」 4番出口より南へ徒歩約2分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。